

平成28年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成28年3月25日(金曜日)午後2時30分から午後4時18分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第22号) 相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について(教育総務室)

日程第 2 (議案第23号) 相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について(教育総務室)

日程第 3 (議案第24号) 非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則を廃止する規則について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第25号) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について(教育総務室)

日程第 5 (議案第26号) 相模原市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則について(教育総務室)

日程第 6 (議案第27号) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について(学校教育部)

日程第 7 (議案第28号) 相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第29号) 相模原市立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第 9 (議案第30号) 相模原市立総合水泳場条例施行規則及び相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第10 (議案第31号) 相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則について(生涯学習部)

日程第11 (議案第32号) 教育財産の取得の申出について(教育環境部)

日程第12(議案第33号) 工事計画の策定について(教育環境部)

日程第13(議案第34号) 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について  
(教育環境部)

日程第14(議案第35号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事  
について(学校教育部)

日程第15(議案第36号) 相模原市立公民館長の人事について(生涯学習部)

#### 4. 閉 会

##### 出席委員(5名)

委 員 長	永 井 博
委員長職務代理者	大 山 宜 秀
教 育 長	岡 本 実
委 員	田 中 美奈子
委 員	福 田 須美子

##### 説明のために出席した者

教 育 局 長	笹 野 章 央	教 育 環 境 部 長	新 津 昭 博
学 校 教 育 部 長	土 肥 正 高	学 校 教 育 部 参 事	長 嶋 正 樹
生 涯 学 習 部 長	小 山 秋 彦	教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	鈴 木 英 之
教 育 総 務 室 担 当 課 長	杉 山 吏 一	教 育 総 務 室 担 当 課 長	岡 本 達 彦
学 校 保 健 課 長	萩 原 康 秋	学 校 保 健 課 担 当 課 長	窪 田 俊 郎
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	山 口 和 夫	学 校 施 設 課 担 当 課 長	小 杉 雅 彦
学 校 教 育 課 長	江 戸 谷 智 章	学 校 教 育 課 担 当 課 長	小 泉 勇
学 校 教 育 課 副 主 幹	今 野 裕 之	生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	藤 田 知 正
生 涯 学 習 課 担 当 課 長	島 田 欣 一	ス ポ ー ツ 課 長	菊 地 原 央
ス ポ ー ツ 課 主 査	橋 田 勝 宗	図 書 館 長	細 谷 正 行

図書館総括副主幹 笹野宏明

事務局職員出席者

教育総務室主査 萩生田成光 教育総務室主任 齋藤竜太

開 会

永井委員長 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、福田委員と田中委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 2 2 号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第 2 2 号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。

本議案は、職員の分限休職を行うことを教育長に委任しない事項とする規定の改正、教育長に委任された事務に係る教育委員会への報告に係る規定の追加、専決に係る規定の改正、その他、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

恐れ入りますが、関係資料をご覧いただきたいと存じます。こちら規則の新旧対照表になります。第 1 条につきましては、今後、いわゆる新教育長が任命されることで、平成 27 年 4 月 1 日に施行されました改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律が本市に適用されることに伴い、同法の条項を引用する規定を整備するものでございます。

第 2 条第 1 項につきましては、第 5 号のうち、「(休職を除く。)」を削除することで、分限休職に係る事務について教育長の権限に属する事務から教育委員会の権限に属する事

務とするものでございます。

2 ページをご覧くださいと存じます。第 2 条第 2 項につきましては、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、新教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について教育委員会規則で定めるところにより、新教育長が教育委員会に報告しなければならないことが規定されたことから追加するものでございます。

第 3 条につきましては、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長による専決を可能とする事項について、相模原市教育委員会事務専決規定の中に規定することに伴い、改正するものでございます。

なお、本規則の施行日は、平成 28 年 4 月 1 日といたしますが、第 1 条の改正、第 2 条第 2 項の追加、第 2 条第 3 項及び第 4 項の改正につきましては、相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行の日施行するものでございます。

以上で、議案第 22 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。質疑、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 質疑、ご意見等、特にないようです。これより採決を行います。

議案第 22 号、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第 22 号は可決されました。

相模原教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則を廃止する規則について

永井委員長 日程 2、議案第 23 号と日程 3、議案第 24 号は関連がありますので、一括して提案説明を受け、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第 23 号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、及び議案第 24 号、非常勤の図書館相武台分館長に対する

事務委任規則を廃止する規則についてにつきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案第23号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。

本議案は、相模原市立図書館相武台分館の分館長及び技能主任の職を設置するための規定の改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により、提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、議案第23号、関係資料をご覧くださいと存じます。改正する規則の新旧対照表となります。

はじめに、相模原市立図書館相武台分館の分館長の職を設置するための規則の改正についてでございます。相武台分館長は、現行、非常勤特別職職員として委嘱しておりますが、平成28年4月から正規職員による配置換え等により対応することから、教育機関等における職を規定する第4条におきまして、第1項に分館長の職を追加し、役割を規定した同条第2項についても分館長を追加するものでございます。

次に、技能主任の職を設置するための規制の改正についてでございますが、2ページをご覧くださいと存じます。主任等の職を規定する第6条におきまして、第1項第1号に、技能主任の職を追加し、同条第3項に、技能主任の役割を規定するものでございます。

3ページをご覧くださいと存じます。職に充てる職員を規定する第7条におきまして、第3項に技能主任を追加し、技術職員をもって充てることとするものでございます。なお、施行期日でございますが、平成28年4月1日とするものでございます。

続きまして、議案第24号、非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則を廃止する規則についてをご説明申し上げます。

本議案は、先にご説明いたしました議案第23号における相模原市立図書館相武台分館の分館長の職を設置したことに伴い、教育長から非常勤の図書館相武台分館長への事務委任を廃止いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、非常勤特別職職員が教育機関等の組織の長となる場合には、上司の命令に従って職務を遂行するものではなく、自らの判断と責任で職務を遂行するために事務の委任をしておりますが、相武台分館長に正規職員が配置されることに伴い、非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則を廃止するものでございます。

なお、施行期日でございますが、平成28年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第23号及び議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

大山委員 今まで相武台分館の非常勤の職員が、今度、常勤ということに対しての背景というのはどういうところにあるのでしょうか。

鈴木教育総務室長 現行の相武台分館長は非常勤特別職員として委嘱されまして、教育長からの事務委任により相武台分館に関する業務を遂行しておりますが、これまでこの非常勤特別職員として適切な人選により図書館と連帯性のある分館運営を確保してまいりましたが、市全体の見直しの中で、より相模原市立図書館の分館として、図書館施策における一層の連帯性と内部統制、これを確保することで分館を含む総合的な図書館機能の充実を図りたいということで配置を変えたものでございます。

田中委員 ちょっと言葉がわからないので教えていただきたいのですが、主任及び技能主任ということ、技能主任をつけ加えたということなのかもしれませんが、「技能主任は」ということで業務についても書かれていますが、この技能主任と主任との違いというのはどういうところなのでしょうか。

岡本教育総務室担当課長 従来、職務の級につきましては、1級から4級まで学校技能員ということで位置付けがされておりました。4級は4級で変わらないのですけれども、4級につきましては、特に高度な技能もしくは経験を必要とする職務ということで、ここで技能主任ということで位置付けを加えたものでございます。

主任と技能主任の違いでございますが、主任といいますのは、行政職1の給料表に該当する職員で、行政職2につきましては、技能職員ということでございますので、そちらの方で技能主任と位置付けを分けてございます。

田中委員 先ほど大山委員のご質問のお答えであったと思うのですが、今後、相武台分館としては、一層の連携を図るところだったと思うのですが、図書館機能としてどういうところを目指していくのか。ありましたら教えてください。

細谷図書館長 今までも図書館の分館として様々な事業、それから図書館の運営等をやっておったのですけれども、ここで正規職員になるということで、事業なんかで、例えばお話会とか、紙芝居会とかやっているのですけれども、そういったものを少し連携を強化できたりとか、あと図書館の運営に関しても通常の貸し出しの処理とか、それから選書につ

いては今までやっているのですが、本の選び方とかそういったこともさらに新しい分館長を通じて強化を図れると考えております。

福田委員 連携というようなことでございましたけれども、今、図書館が市立図書館、それから相模大野図書館、橋本図書館と大きく3つに分かれているかと思うのですが、この相武台分館ということでいうと、組織の中での位置付けといいますか、連携の仕組みというものをちょっと補足していただくとありがたいのですけれども。

細谷図書館長 現在、相模原の図書館につきましては、市立図書館、相模大野図書館、それから橋本図書館、それから相武台分館ということで、一応分館ですので、3館よりは若干規模が小さいものになりまして、もともと分館がつくられましたのは昭和54年、市立図書館が昭和49年にできているのですが、まだ相模大野、橋本ができる前に分館ができております。相武台地域のエリアをカバーするということで分館の方ができたわけですが、現在も相模大野図書館はございますけれども、やはり若干離れた地域の部分はカバーするという意味では、そういった形で分館が機能しているということでございます。位置付けにつきましては、先ほど申し上げましたように、市立図書館の下にということで、位置付けをさせていただいております。

福田委員 いずれにしても、強化していくという形でこの職務を代替していくという、そういう方針ということでよろしいのですよね。

田中委員 1つ質問します。こちらの議案の採決については、また後ですけど、ちょっとお伺いしたいのが、分館ということでちょっと浮かんでしまったのが、公民館の図書室なのですね。そちらとのかかわり方というのは何か。それぞれがやっぱり公民館でやっているのか、それとも何かその分館も含めて図書館との連携というのはあるのでしょうか。

細谷図書館長 ただいま4つの図書館の話を申し上げましたが、公民館につきましては、それぞれの公民館に図書室がございまして、公民館の図書室につきましては、一応公民館の管轄下ということになっているものですが、そういう中で、図書館の方で、いわゆるネットワークを構築しておりまして、その中で公民館の図書室においても、例えばそのネットワークを使って本を借りることができたり、予約ができたり、本を借りることができるというようなことで、ネットワークを公民館図書室とは結んでいるというところで、そういった形での連携というのが、今、図られるところでございます。

福田委員 確かに、公民館の図書室、藤野とか相模湖のところなんかもすばらしい機能を持っているかと思いますが、今、充実していくという方向で分館の話がありましたが、ぜ

ひ今どうなっているかはちょっとまだわからないところがあるのですが、この公民館とのネットワーク的な強化ということと、また連携的な意味でも、ぜひ地域に密着した図書室として活用性の高いものにしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

小山生涯学習部長 それではちょっと補足をさせていただきます。公民館の図書室につきましては、社会教育法の中でいう公民館の中の公民館活動に伴う資料収集をするのがまず第一の目的でございます。その公民館図書室が各地域ごとでございますから、それをよく活用させていただいて、住民の方への図書館サービスの充実に努めているところでございます。今回、津久井地域については特に図書館がございませんので、その公民館図書室と各図書館とよく連携をとって、図書館ネットワークをつないで、その中で住民サービスへつなげていくというところでございます。津久井地域だけではなく、相模原市、旧市域の公民館図書室についても各図書館とネットワークで連携をしてございますので、そういうものも含めてサービスをしております。それで、現在、相模原市で中央図書館構想というのが図書館基本計画の中で謳われてございます。市立図書館を中央図書館として各地域の図書館と連携をとるといような構想を今検討してございますので、もうしばらくするとその検討結果がまとめることができるのだろうと考えているところでございます。

永井委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 他にないようですので、これより採決を行います。

はじめに、議案第23号、相模原市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

続いて議案第24号、非常勤の図書館相武台分館長に対する職務委任規制を廃止する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第24号は可決されました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

永井委員長 次に、日程4、議案第25号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第25号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

本議案は、庁内のコンプライアンス推進体制の整備に伴う改正及び行政不服審査法の施行に伴い、庁内体制を整備することに伴う改正並びに、先ほど申し上げました相模原市立図書館相武台分館に関する改正をいたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定により提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、議案第25号、関係資料1をご覧いただきたいと存じます。改正する規則の新旧対照表でございます。

まず第4条は、教育委員会事務局各課の分掌事務を規定しております。2ページをご覧いただきたいと存じます。庁内コンプライアンス推進体制の整備に伴う改正についてでございますが、教育総務室の分掌事務に、「教育局の内部統制に関すること。」を追加するものでございます。

次に、行政不服審査法の施行に伴い、庁内体制を整備することに伴う改正についてでございますが、教育総務室の分掌事務に、「教育局内でした処分等に係る審査請求（教職員課の所管に属するものを除く。）に関すること。」を追加し、3ページの教職員課の分掌事務に、「教育総務室がした人事に関する処分等に係る審査請求に関すること。」を追加するものでございます。

次に、相模原市立図書館相武台分館に関する改正についてでございますが、4ページをご覧いただきたいと存じます。相武台分館長につきまして現行は非常勤特別職職員として委嘱しておりますが、平成28年4月から先ほどご説明申し上げましたとおり、正規職員による配置替え等により対応することから、本規則第12条に新たに第3項として、相武台分館の分掌事務を規定するとともに、第4項として、相武台分館が相模原市立図書館に属することを規定するものでございます。

施行期日でございますが、平成28年4月1日とするものでございます。なお、本規則の改正に伴いまして、相模原市情報公開条例施行規則及び相模原市個人情報保護条例施行規則は、本規則の条項を運用していくことからあわせて所要の改正を行うものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

福田委員 関係資料1の2ページに、現行の第23号の「教育局内の総合調整に関すること。」から改正案として、「内部統制」となっておりますが、この辺のところのニュアンス等の違い、実際にどういうふうに変わっていくのかということをもう少し補足していただけるとありがたいのですけれども。

鈴木教育総務室長 この2ページの第23号の部分でございますが、今、福田委員からお話ございましたとおり、従来は教育局内の総合調整という中で対応してまいりましたが、ご承知のとおり、今年度かなり本市の方でもいろいろ事務処理ミス、不祥事がございます、この不祥事防止、あるいはいろいろ事案発生したときに迅速な対応を図るために、全庁的に各局の中で内部統制を図っていこうということで、これは市長部局の方でも同様に、局の筆頭の課にはこの内部統制というのが加わることになるものでございます。

福田委員 はい、わかりました。

永井委員長 関係資料1の2ページの真ん中の第24号に「教育局内でした処分等に係る審査請求（教職員の所管に属するものを除く。）」とあって、3ページの教職員課の第16号と連動するのだと思うのですが、これについて少し説明していただけますか。

杉山教育総務室担当課長 今、委員長のおっしゃっていた内容でございますが、従前ですと処分をした課に対して異議を申し立てて、その処分をした課が再判断をしておりました。今回の改正に伴いまして、以前は処分をした課に対して異議を申し立てていたものを、公平性を保つために別の所属が、その課が判断したことが正しいかどうかということの判断をするという形になっております。教育局で申しますと、基本的に全ての課で行った処分に対して異議申し立てがあったものについては、教育総務室がいわゆる審理員として判断をいたしますが、教育総務室が処分をしたものに対して異議の申し出があった場合、教育総務室では審査ができませんので、その部分につきましては、教職員課にお願いするということで、そのように規定がされております。教育総務室の欄には、先ほど言いましたように、教職員課が教育総務室の分を担当する以外のものは教育総務室が全て担当するという意味合いでございます。

永井委員長 よくわかりました。

ほかございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第25号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第25号は可決されました。

相模原市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則について

永井委員長 次に、日程5、議案第26号、相模原市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第26号、相模原市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の規定に基づき、教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合について定めたく提案するものでございます。

平成27年4月1日に施行されました、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、改正後の規定に基づき任命される、いわゆる新教育長が特別職に該当することに伴い、相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例が本年の市議会3月定例議会に上程され、可決されたところでございます。本条例におきましては、新教育長の職務に専念する義務が免除される要件につきまして、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、その他教育委員会規則で定める場合を規定しておりますことから、教育委員会規則で定める場合につきまして、本規則で規定するものでございます。

議案をご覧いただきたいと存じます。

新教育長の職務に専念する義務が免除される要件につきまして、第1号として、相模原市職員の苦情相談に関する規則第5条の規定による事情聴取、照会その他の調査に応ずる場合。

第2号といたしまして、地方公務員災害補償法第51条の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により審査請求人として出頭する場合。

第3号として、特別職を兼ね当該職務に従事する場合。

第4号といたしまして、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認め、承

認した場合を定めるものでございます。

なお、本規則の施行日は、相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例の施行日とするものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、質疑、ご意見等、ございませんので、これより採決を行います。

議案第26号、相模原市教育委員会の教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第26号は可決されました。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則について

永井委員長 次に、日程6、議案第27号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第27号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規則の整備をいたしたく、提案するものでございます。

改正内容につきましては、平成28年4月1日の学校教育法等の一部を改正する法律の施行によりまして、学校教育法第1条に、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されますことから、関係規則に義務教育学校にかかわる規定を追加するものでございます。

本議案で改正する規則は、第1条、相模原市就学奨励規則。第2条、相模原市立学校屋外運動場照明設備使用料条例施行規則。第3条、学校教育法施行細則。第4条、相模原市立博物館条例施行規則。第5条、相模原市立野外体験教室条例施行規則。第6条、相模原

市立総合学習センター条例施行規則。第7条、相模原市立津久井生涯学習センター条例施行規則。第8条、相模原市就学指導委員会規則の8つの規則でございます。

なお、この規則は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第27号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員 確認というか。第5条のところ、第5条、体験教室のところの第9条第1項の「減免」を「減額又は免除」というのは、減免という言葉が丁寧を表したということなのでしょうか。

それからその下に、「減免しない」を、「減免せず、又は免除をしない」となっているのですが、ここの意味合いがよく理解できないので、教えていただけますでしょうか。

土肥学校教育部長 この文言の整理につきましては、他の規則に合わせる形でこのように該当したところがございます。

田中委員 はい。わかりました。

永井委員長 それでは、その他はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それではありませんので、これより採決を行います。

議案第27号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第27号は可決されました。

相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

相模原市立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則について

相模原市総合水泳場条例施行規則及び相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則について

永井委員長 次に、日程7、議案第28号から日程10、議案第31号までの4つの議案は関連がありますので、一括して提案説明を受け、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第28号、相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則から議案第31号、相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則までの4件について一括してご説明を申し上げます。4件の議案につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行によりまして、新たな学校の種類として義務教育学校が追加されたことに伴う規定の改正。また、ネーミングライツ契約を締結するスポンサー企業等に対しまして、施設の優先利用権を付与するための規定の改正。また、受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴いまして、各施設の設置条例が改正されたことを受けまして、施設利用に係る使用料等の減額を行う場合の端数の処理に係ります規定の追加、その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

まずはじめに、議案第28号、相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。関係資料1ページの第2条第3項をご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、ネーミングライツ契約を締結するスポンサー企業等に対しまして、施設の優先利用権を付与するための改正でございます。これにつきましては、ネーミングライツ契約を締結しましたスポンサー企業等に対する優遇といたしまして、他の利用者よりも先に当該施設の利用承認申請ができる権利を付与するものでございます。利用承認申請手続及び利用承認の規定に、その他の理由により特に必要と認められる場合には、一般の手続方法によらない優先的な申請を認め、これを承認することができる旨の規定を追加するものでございます。

続きまして、2ページの第4条をご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、相模原市体育館に関する条例の第8条第1項に規定する教育委員会規則で定めます利用単位時間を設定するものでございます。現在、相模原市体育館では一日の開館時間を、午前、午後及び夜間の3つに区分しているところでございますが、今回の改正にあわせまして、4区分に変更をいたすものでございます。これにつきましては、相模原市体育館を利用する団体から相模原ネットワークシステムで利用の抽せん申し込みをするものの、当選確率が低くなかなか使えないというようなご意見が寄せられていることを踏まえまして、一日当たりの区分数を増やし、当選確率の上昇を図るものでございます。

続きまして、第6条第1項第1号をご覧いただきたいと存じます。こちらの改正につきましては、学校教育法等の一部を改正する法律によりまして学校教育法の改正により、新たな学校の種類といたしまして義務教育学校が追加されたことに伴い、規定の改正を行うも

のでございます。これは、新たな学校の種類として義務教育学校ができることに伴い、関係規則の義務教育学校を追加するものでございます。具体的には、使用料減免規定のうち、現在、小学校及び中学校を対象している規定に、義務教育学校を追加するものでございます。

続きまして、議案第29号、相模原市立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1ページの第2条第3項でございますが、こちらの改正につきましては、ネーミングライツ契約を締結するスポンサー企業等に対しまして、施設の優先利用権を付与するための規定の改正は、先ほどご説明を申し上げましたとおりでございます。

2ページの第3条の第3項をご覧いただきたいと存じます。こちらにつきましては、他の施設における個人利用の手続の規定と同様の表現に改めるものでございまして、他の施設の規則との整合を図るものでございます。

続きまして、第5条の第1項の後段の改正でございますけれども、相模原市立総合体育館条例の改正に伴う利用料金の減額を行う場合の端数の処理に係る規定の追加についてでございます。こちらにつきましては、施設の利用に係る個人利用料金に減額規定が適用され、かつ減額する金額に10円未満の端数が生じる場合には、その減額する額を10円単位で切り上げる端数処理の規定を追加するものでございます。なお、第5条第1項第1号で、先ほどご説明申し上げました議案第28号と同様に義務教育学校に関する規定の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第30号、相模原市立総合水泳場条例施行規則及び相模原市立グラウンド等体育館施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明を申し上げます。恐れ入ります、関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1ページの第4条第3項のただし書きでございますが、先ほどご説明を申し上げました議案第28号と第29号と同様に、ネーミングライツ契約を締結するスポンサー企業等に対しまして、施設の優先利用権を付与するための規定の改正をいたすものでございます。

また、2ページの第9条第1項後段におきまして、個人利用料金の減額に係る端数処理の規定につきまして、改正をいたすものでございます。さらに、第9条第1項第1号におきまして、義務教育学校に関する規定を改正をいたしてございます。

続きまして、議案第30号の関係資料の2をご覧いただきたいと存じます。

第3条第2項ただし書きにおきまして、ネーミングライツ契約を締結するスポンサー企

業等に対し、施設の優先利用権を付与するための規定の改正をいたしてございます。

また、第5条第1項後段におきまして、個人使用料の減額に係ります端数処理の規定を改正するとともに、第5条第1項第1号におきまして、義務教育学校に関する規定を改正をいたしてございます。

次に、2ページの第6条第1項後段におきまして、個人利用料金の減額に係る端数処理の規定を改正をいたしているところでございます。

続きまして、議案第31号、相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。関係資料をご覧いただきたいと存じます。

第6条第1項後段におきまして、個人使用料の減額に係る端数処理の規定を改正をいたすとともに、第6条第1項第1号におきまして、義務教育学校に係る規定を改正をいたしているところでございます。

これまでご説明を申し上げました規則改正の施行期日につきましては、平成28年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第28号から第31号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

言葉の整理だとかということですから基本的なことはよろしいのですが、ネーミングライツという、普通に言うと命名権ですよね。そうすると、企業はお金を出してコマーシャルができると、さらに、その優先使用権というもので、どのくらいアドバンテージがとれるのか。一般的に命名権をやっただけで十分ではないかという論議はなかったのか、また命名権は売ったけれども、優先利用権はないよということが論議されたようなことがあればちょっとお聞きしたいですが。

菊地原スポーツ課長 現在、ネーミングライツを導入しているスポーツ施設につきましては、サーティーフォー相模原球場、それから麻溝公園陸上競技場がギオンスタジアムということで同様にネーミングライツの導入をしてございます。今回その規則を改正するきっかけになりましたのがサーティーフォー相模原球場でございますけれども、当初の契約期間が終了し、平成28年4月から新たに5年間契約を延長する協議をする際に、サーティーフォーさんが自ら主催する、例えば少年野球の大会ですとか、そういったことをやりたいのだという話をいただきました。そういう中でやはりこれからネーミングライツ、財政

状況厳しい中ですから、新たにそのスポーツ施設に導入するに当たっても、やはり多少は企業さんから見たら宣伝効果だけではなくて、そういった施設を利用するということも含めて考えた方がネーミングライツの促進にもつながるではないかということがございました関係で、規則改正をするということになったものでございます。

田中委員 個人利用に関する使用料の減額規定が適用されるというところで、10円未満は切り上げるというのはよくわかりました。減額ということで、その規定というのがどういふものなのかちょっと教えていただければと思います。

菊地原スポーツ課長 減額の対象でございますけれども、まず障害をお持ちの方は全額免除でございます。それから高齢者の方が2分の1、50%減という規定でございます。

大山委員 先ほど委員長の質問にも共通することだと思っておりますけど、ネーミングライツの契約の中に、優先利用権という考え方が出てきたというようなことを伺ったのですが、これはスポーツ課所管以外の施設がありますよね。グリーンホールだとかその辺に關しても同様の扱いなのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 ちょっと確認はしてございませぬが、恐らく付与していないのではないかなと思います。

大山委員 そうすると、この優先利用権というのは、教育委員会の考えで契約時にこういった優先利用権ということもやっぱり考慮していくということでしょうか。あるいは契約を結んだ相手がそういったものも考慮してくださいということに対して、こちらでもって応じたということなのでしょうか。

菊地原スポーツ課長 スポーツ施設全般に共通する考え方として、今回、規則改正をあわせてやっていきたいということでございます。

永井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、1号ずつ区切って採決を行います。

はじめに、議案第28号、相模原市体育館に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第28号は可決されました。

次に、議案第29号、相模原市総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

次に、議案第30号、相模原市立総合水泳場条例施行規則及び相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

次に、議案第31号、相模原市立相模原球場条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

それでは、ここで職員の入れ替えを行います。特に休憩はとりません。速やかに入れ替えを行ってください。

(職員入れ替え)

鈴木教育総務室長 先ほどの体育施設のところで議論がございましたネーミングライツの教育委員会以外の他の施設につきましては、確認したところ、この優先利用権を与えるのはスポーツ施設だけということでございます。

教育財産の取得の申出について

永井委員長 それでは、会議を続けます。

次に、日程11、議案第32号、教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第32号、教育財産の取得の申出についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定によりまして、教育財産の取得について相模原市長に申し出るため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第9号の規定により、教育財産の取得の申出を提案させていただくものでございます。

取得の申出を行う教育財産でございますが、市立麻溝小学校のA棟で、表に示してございますように、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は約2,700㎡でございます。建設にかかわる工事費につきましては、予算額で11億4,369万円でございます。工

事期間でございますが、平成28年10月に着工いたしまして、完成及び取得予定時期は、平成30年3月でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、関係資料1ページの工事計画図をご覧くださいと存じます。麻溝小学校のA棟でございますが、黒く網かけをした部分でございます。この校舎につきましては、昭和49年6月に建築をいたしました。鉄筋コンクリート造3階建てで、延べ床面積は約1,570㎡の校舎でございます。それと隣接して建っております、昭和54年8月に建設をいたしました鉄骨造1階建ての延べ床面積約220㎡の給食室がございます。県道52号線の拡幅に伴いましてこの2つが移転の必要がございますことから、校舎等を改築するものでございます。

2ページの平面図をご覧くださいと存じます。改築し取得する建物でございますが、左側は1階部分でございます。給食室及び昇降口となります。給食室には調理室や配膳室、給食調理員の更衣室、休憩室のほか、機械室を設置する予定でございます。また、この仕様につきましては、食中毒を防止するために、作業区分を明確化して、床が乾いた状態で調理作業を行うドライシステムを採用するものでございます。

右側の上でございますが、2階部分でございます。普通教室4教室のほか、多目的室、ランチルームを整備いたします。

3ページをご覧くださいと思います。3ページの平面図につきましては、こちらは3階部分になります。普通教室4教室と準備室となる理科室、図工室を整備いたします。右側の図につきましては、屋上部分でございますが、こちらは学校活動で使えるようそういった構造としてございます。

以上、議案第32号、教育財産の取得の申出についてご説明を申し上げました。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

大山委員 1階に給食室という新しい建物がここにあるのですが、給食室ではアレルギー対応はできるのでしょうか。

萩原学校保健課長 今、単独校の給食室につきましては、アレルギー対応は行いますけども、上溝学校給食センターのように、個別の部屋ではなくて分けながらつくっているというのが現状でございます。この施設につきましても同様の仕様となっております。

田中委員 金額なのですが、この予算額に関しては、新しいA棟の建設費であって、解体

工事費は入っていないということによろしいでしょうか。

山口学校施設課長 この予算額につきましては、解体等含まれていません。建設にかかる部分のみでございます。

田中委員 はい。わかりました。

あともう1つ、2ページの1階平面図を見せていただいているのですが、昇降口があって目の前に配膳室があって給食室となっています。何となくその昇降口、みんなが通るところなのでいいのですが、ばたばたするところのそばに配膳室というところで、環境的にどうなのだろうと思ったのですが、その配膳室と昇降口の間は、どのような計画をされているのかわかりますでしょうか。

小杉学校施設課担当課長 昇降口と配膳室の仕切りにつきましては、通常の壁のようなもので仕切られておりまして、直接的に空気が行き来するというのは、その配膳室の両側に当然出入り口がありますので、その部分以外は閉まっているという状態になります。

田中委員 はい。わかりました。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第32号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

#### 工事計画の策定について

永井委員長 次に、日程12、議案第33号、工事計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第33号、工事計画の策定についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、1事業1億円以上の学校施設の整備に関し工事計画を策定いたしたく、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定によりまして、提案をさせていただくものでございます。

今回、計画をいたします工事は、大沢中学校及び中央中学校の校舎改造工事の2件で

ざいます。予算額は、大沢中学校につきましては、1億6,470万円、中央中学校につきましては、3億3,258万円で、工事の概要は表のとおりでございます。工事期間につきましては、学校行事を勘案しながら、平成28年7月以降に順次着工いたしまして、平成29年2月までの完成を予定してございます。

それでは、工事計画図に基づいてご説明を申し上げます。議案第33号の関係資料1ページをご覧くださいと存じます。大沢中学校につきましては、網掛けをしましたD棟校舎が当該工事対象箇所でございます。工事の内容は、屋上防水、外壁塗装、内部改修、給排水衛生設備及び電気設備の改修工事でございます。

次に、2ページをご覧くださいと存じます。中央中学校でございますが、網掛けをしましたB棟校舎が当該工事対象箇所でございます。工事の内容は大沢中学校と同様の改修工事を行うものでございます。

3ページの参考資料をご覧くださいと存じます。予算額が1億円未満の工事につきましては教育長に事務が委任されているため、議案にはなっておりませんが、平成28年度は小・中学校あわせまして、桜台小学校ほか2校のトイレ整備及び大沢中学校ほか8校の空調設備整備を予定してございます。なお、各事業の進捗率は表にお示ししてあるとおりでございます。

以上で、議案第33号、工事計画の策定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

田中委員 改造工事計画書の方はよくわかりました。それでちょっとお伺いしたいのが、トイレ整備の方なのですが、トイレ事情でもう本当にすごく変わってきてしまっていて、実際、私、教育委員を始めたころは、まだ和式が多かったように思うのですが、現状としてはどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

山口学校施設課長 トイレにつきましては、ここ数年でかなり事情が変わってきております。今の時点で整備の内容につきましては、基本は洋式トイレ化にしております。ただ学校と、設計の段階で確認いたしますけども、各階で男女それぞれ1つぐらいは和式を残してほしいという学校のご要望もございます。学校のそれぞれの事情に応じて和式を残すのか、全て洋式にするのかということで設計の中に反映して工事をするという状況でございます。来年度以降につきましても、かなり洋式化の方が多くなるのかなと考えております。

田中委員 そうすると、洋式化となると、また便座が潰れたりだとか、いろいろまた別の問題が出てくるのではないかなと思ってるのですが、温水とは言わないのですけども、温かい便座の設置ということは考えていらっしゃるのでしょうか。

山口学校施設課長 温水洗浄までとはなりませんけども、基本的には暖房便座で変えております。

田中委員 わかりました。

すっかり私たち大人もそういう生活に慣れてしましまして、多分子どもの方が順応性はあるとはいえ、やっぱりトイレに入りたくないとか、いろいろ問題が出てくると思うので、暖房便座となるとまた電気代もかかるというところで大変なことかとは思いますが、やはり衛生的なところの部分で対応していただけたらいいのかなと思っていますのでどうぞよろしくお願いいたします。

永井委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第33号、工事計画の策定についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

#### 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

永井委員長 次に、日程13、議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを議題といたします。なお、本議案は、大山委員の一身上に関する事案ですが、引き続き大山委員に出席をいただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、引き続き大山委員に出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてご説明申し上げます。

本議案は、議案の下段にございますとおり、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期満了に伴いまして、新たに委員を委嘱する必要があるため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定により、提案をするもの

でございます。

はじめに、結核対策委員会の概要につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、2枚目裏側の議案第34号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

この委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づいて設置されているもので、1の設置目的でございますとおり、市立小中学校における結核対策といたしまして、児童生徒の感染防止と感染者の早期発見等を目的として実施する結核検診、及び患者発生時の対策に関する事項につきまして、調査審議を行う目的で設置されているものでございます。

2の定数及び構成でございますが、定数は12名以内で、記載のとおり6つの選出区分に基づき構成をしております。任期は1年間としてございます。

4の開催実績でございますが、本年度は結核検診精密検査の結果、感染が疑われる児童生徒がおりませんでしたことから開催はいたしてございません。

恐れ入りますが、1枚目の議案にお戻りいただきたいと存じます。本議案は、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期が3月31日をもちまして満了することに伴いまして、新たな委員を委嘱するため提案をするもので、委員につきましては、中段の名簿にお示ししたとおりで、任期は本年4月1日から平成29年3月31日までの1年間でございます。

恐れ入りますが、再度2枚目の議案関係資料にお戻りいただきたいと思っております。委嘱をお願いする委員の選出区分に基づく構成でございますが、相模原市医師会から推薦をいただいた医師といたしまして、緒方昌平氏、小林信一氏、川村芳弘氏、原田工氏の4名を。次に、相模原市立小中学校の学校医といたしまして、大山宣秀氏、山口雅之氏の2名を推薦いただいております。そのほか、結核に関し専門的知識を有します医師といたしまして、益田典幸氏を、相模原市保健所長といたしまして、鈴木仁一氏、また、市立小学校長会及び中学校長会から推薦をいただいた市立小中学校の校長といたしまして、山重ふみ子氏、矢澤真司氏、小学校の保健養護研究部会から推薦をいただいた市立小中学校の養護教諭といたしまして、金光雅貴子氏、神農リ工氏の以上12名の委員の委嘱をお願いするものでございます。網掛けがしてございます2名の方が新任者でございます。

以上で、議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

福田委員 異論があるわけではございませんが、医師会からは男性ばかりなのですが、女性の医師の方でこういうところに入ってくださいの方はあまりいないのでしょうか。

大山委員 女性医師が少ないのでこういう結果になっていますが、今、相模原市医師会では女性参画ということで、担当理事をつくって積極的に女性医師がいろんな市の事業に参加することを希望しています。

福田委員 よろしく願いいたします。

田中委員 任期1年ということで、毎年委嘱があると思うのですが、結核、実績としては感染が疑われる者がいないというのがもう何よりのことなのですけども、実際、そういう子が出た場合というのは、対策委員会の方でどういう対策を行うかだと思うのですが、実際その結核のその広がり方というのですかね、一人見つけるとどうとか、そういうことがあるのでしょうか。それともそういうことではなくて重症化しないためにということでの対応がされるのでしょうか。ちょっとその辺を教えていただけたらなと思いますが。

萩原学校保健課長 これまで結核に罹患したという場合はないはずでございますが、疑われるといった場合に、こういう対策委員会を設けまして、その周辺環境をどうするのかということの検討をするものです。罹患すれば実際には医療機関との関係なので、保健所との関係をどうするか。保健所がどう対策するかということになりますので、この中では健診の中で疑われた場合に、では、実際どうなのかを対応するということでございます。これにつきましては、実は、平成24年にこの会をつくってございますが、国としてはやはり罹患者が少なくなったというような中で、ここまでの審議会は要らないよという方向は出ていますけれども、相模原市としてはやはりこの委員会をつくりまして、まだまだ状況が不透明な部分がありますので、市としてどうするかもありますので、とりあえず継続してあると。今後も今年度のように少なくなったときに、またこれも大山委員さんがいらっしゃいますけども、本市の状況を勘案しまして継続するのか、実際に罹患したときに対策を、保健所等を含めるようなネットワークを連携システムをつくるということでも何かそういうことも1つだと考えてございます。

田中委員 わかりました。

大山委員 補足させていただいて、学校での結核検診というと、今まで見ていましても疑われる方はいても実績はありません。実際に起こったというのはやはり教職員からの感染、集団感染で、実質的にはこの委員会というよりも市全体の結核対策の委員会で協議される場合が多いですね。その場合、学校で起こった場合には、とにかく全員の検査をして、

保健所が指揮をとって対策を講じているというのが現状です。この委員会ではむしろ今後の学校での結核検診を文部科学省はもうこの委員会には必要ないと、各学校の先生に、校医の先生の判断でよろしいというようなことなのですが、全体としてまだ相模原市では、今後の検診ですよね、学校でやってる現在中国だとか結核蔓延国からの帰国の方、それから後は家族に結核のおられる方、その辺を集中的に検診をしてピックアップしようということなのですが、今のところ実績としてはゼロですので、その辺を校医の判断に任せていいか、今検診しているというところですね。

田中委員 はい、わかりました。

永井委員長 それでは、ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 これより採決を行います。

議案第34号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

#### 相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について

永井委員長 次に日程14、議案第35号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥教育部長 議案第35号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため提案いたすものでございます。

恐れ入りますが、2枚目の参考資料をご覧いただきたいと存じます。相模原市子どものいじめに関する調査委員会の概要についてご説明申し上げます。本委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係について、調査審議いただくもので、平成26年4月に設置されたものでございます。構成員でございますが、3に掲げました選出区分に基づき、各団体からご推薦をいただいております、現在4名の委員を委嘱しております。

恐れ入りますが、議案第35号の裏面にごございます委員名簿をご覧いただきたいと存じます。新たに委嘱する委員についてご説明申し上げます。

はじめに、北里大学からご推薦いただきました宮地伸吾氏でございますが、北里大学医学部に所属される医師で、新任でございます。

次に、相模女子大学からご推薦いただきました、竹下昌之氏でございますが、相模女子大学常務理事で、学識経験のある者として2期目の任期でございます。

次に、横浜弁護士会からご推薦いただきました、小池拓也氏でございますが、湘南合同法律事務所に所属される弁護士で、法律に関し知識経験を有する者として2期目の任期でございます。

次に、神奈川県臨床心理士会からご推薦いただきました、岡元彩子氏でございますが、公益財団法人家庭問題情報センターに所属される臨床心理士で、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者として2期目の任期でございます。

以上、4名の任期でございますが、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間でございます。

以上で、議案第35号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、特にありませんので、これより採決を行います。

議案第35号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

#### 相模原市公民館長の人事について

永井委員長 次に、日程15、議案第36号、相模原市立公民館長の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第36号、相模原市立公民館長の人事につきましてご説明を申し上げます。

本議案は、社会教育法第28条の規定により、任期途中において辞職を申し出た公民館長の辞職の承認並びに、後任館長の任命並びに、任期満了に伴う後任館長の任命をいたしたく提案をするものでございます。

まず、平成28年4月30日をもちまして、辞職の申し出をされた公民館長でございますが、田名公民館の和田守弘氏でございます。和田氏につきましては、3期5年1カ月間にわたり公民館長としてお勤めいただきましたが、ご本人の都合により、任期途中ではございますが、公民館長の職を辞したい旨の申し出があったものでございます。

続きまして、委嘱をいたします公民館長についてご説明させていただきます。今回の委嘱に当たりましては、平成28年4月23日付委嘱が1名、平成28年5月1日付委嘱が3名、28年5月4日付委嘱が1名、あわせまして5名の方々の委嘱についてご提案するものでございます。この内訳が再任の方が2名、新規の方が3名となっているものでございます。いずれの方々につきましても社会教育に造詣が深く、公民館運営に熱心に取り組まれている方でございまして、それぞれの公民館運営協議会からご推薦をいただいたところでございます。

それでは、任命する公民館長についてご説明申し上げます。大変恐れ入りますが、2枚目裏面の議案第36号参考資料をご覧くださいと存じます。

まず、平成28年4月23日付で委嘱をいたします公民館長でございます。横山公民館館長、末永暁子氏は新任でございまして、末永氏は相模原市立田名小学校教員を退職後、現在は横山公民館運営協議会委員をされているところでございます。

次に、平成28年5月1日付で委嘱をいたします公民館長でございますが、田名公民館館長大谷政道氏は、新任でございます。大谷氏は、相模原市立鹿島台小学校校長を退職後、現在は田名地区自治会連合会副会長をされているところでございます。

次に、相武台公民館館長、小谷紘一郎氏は再任で3期目でございます。

次に、光が丘公民館館長、加賀谷育子氏は、新任でございまして、加賀谷氏は元相模原市総合計画審議会委員でございまして、現在は、光が丘地区青少年指導員をされております。

最後に、平成28年5月4日付で委嘱をいたします公民館館長でございます。東林公民館館長、渡邊亮氏は、再任で2期目でございます。

以上で、議案第36号、相模原市立公民館館長の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第36号、相模原市立公民館館長の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

次に、報告事項に入ります。

教育委員会の主なイベント等について、お手元にございます、広報カレンダーに、3月下旬から4月下旬までの予定がまとめてあります。ご覧いただきたいと存じます。報告事項ですので、何か委員の皆さんから質問等があればお聞きいたしましょう。

では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、最後に、次回の会議予定日を確認をいたします。4月22日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、今回は4月22日金曜日、午後2時30分から開催予定といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、臨時会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉 会

午後4時18分 閉会